

鈴鹿市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
庄野38号線	庄野町字久保	庄野町	84.0
	庄野町字久保		6.0
算所300号線	三日市町字小中野	三日市町	103.4
	三日市町字小中野		6.0
稲生一丁目391号線	稲生一丁目	稲生一丁目	22.9
	稲生一丁目		4.9
岸岡192号線	岸岡町字ユウ	岸岡町	23.2
	岸岡町字ユウ		6.6～6.8
北玉垣202号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	12.5
	北玉垣町字小塚		5.4～7.7